

諮問事項 2

匝瑳市環境保全条例施行規則の一部改正について

【概要】

匝瑳市環境保全条例施行規則に定める悪臭に係る特定施設について、同規則別表 6 を改正し、対象施設として畜産農業の用に供する施設（畜舎及び堆肥舎）を新たに追加する。

【改正理由】

匝瑳市環境保全条例においては、悪臭の防止に係る措置として、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生し、及び排出され、又は飛散させるおそれのある施設を「特定施設」として定め、施設設置の届出及び規制基準の遵守義務並びに事業者に対する改善命令等の措置を定めている。

しかしながら、上記の特定施設のうち、畜産農業に係る施設については、例外的な取り扱いがされている中で、その他の製造等の用に供する施設として「鶏ふんの乾燥施設」のみが規定されている。

そのため、対象施設として、畜産農業の用に供する施設（畜舎及び堆肥舎）を新たに追加することにより、環境保全上の支障を防止するため必要な措置を講じ、周辺環境と調和した畜産経営への誘導を目指す。

【改正（案）】

悪臭に係る特定施設として、匝瑳市環境保全条例施行規則別表第 6 を次のとおり改める。

(改正前)

1～9	(省略)
<u>10</u>	廃棄物の処分の用に供する施設
<u>11</u>	その他市長が定める施設

(改正後)

1～9	(省略)
<u>10</u>	<u>畜産農業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 酪農又は肉用牛生産施設</u> <u>イ 養豚施設</u> <u>ウ 養鶏施設</u>
<u>11</u>	廃棄物の処分の用に供する施設
<u>12</u>	その他市長が定める施設

【施行期日】

平成24年6月1日から施行する。